第1回経営検討委員会

豊橋市上下水道事業 2024年7月29日 (月) 15:00~

議題(1) 「上下水道ビジョン2021-2030」の見直し

「上下水道ビジョン2021-2030」の見直し

上下水道ビジョンとは

- 令和3年度から12年度までを計画期間とする中長期経営計画
- 水道、下水道事業の目標とする姿を実現するため、取り組みの方針や財政 計画を定める。
- 中間地点(令和7年度)で見直しを行う。

<目標とする姿>

水道 事業

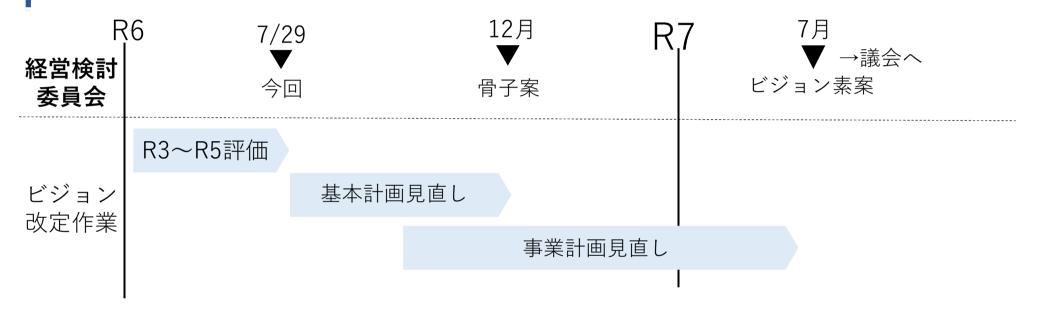
施設の改良・更新が進み、安全で安心な水道水を安定的に供給できているとともに、災害時には被害を最小限にとどめ、早期に復旧できる体制が整っている。

下水道 事業

下水道未普及地区の整備や施設の改築・更新により、汚水及び雨水の適切な処理が行われ、生活環境が向上し、三河湾の水質が保全されているとともに、地震や大雨による被害が軽減されている。

「上下水道ビジョン2021-2030」の見直し

見直しスケジュール



<ビジョンの構造	造 >			
	<u>水道</u>	事業概要 (現状/課題/将来予測)	基本計画 (取り組みの基本方針)	事業計画 (財政計画)
基本理念	下水道	事業概要	基本計画 (取り組みの基本方針)	事業計画 (財政計画)

「上下水道ビジョン2021-2030」の見直し

評価レポート (R3~R5)

※水道、下水道の「取り組みの基本方針」ごとに、R3~R5の取り組みを振り返り、 その成果や課題をまとめたもの。中間地点(R7)での見直しに活用。(資料2)

		取組の基本方針
水道	基本方針1	安全・安心な水道水の安定供給
	基本方針 2	災害時における供給体制の確立
	基本方針3	経営の効率化と安定的な事業運営
	基本方針4	広域連携の推進
下水	基本方針1	下水道未普及地区の整備
	基本方針 2	下水道施設の適切な維持管理
	基本方針3	環境負荷の軽減と下水道資源の利活用
	基本方針4	災害対策の推進
	基本方針5	経営の効率化と安定的な事業運営
	基本方針6	広域化・共同化の推進

議題(2) 上下水道事業に関する国の動向

上下水道事業に関する国の動向直近の動向

- 令和 6 年度から水道事業の所管が厚生労働省から国土交通省へ
 - ・令和5年に「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律整備に関する法律」が成立
- ●水道事業への国補助金制度への期待
 - ・国土交通省の災害復旧やインフラ整備補助金の対象施設に水道施設が追加
 - ・能登半島地震を踏まえた耐震化の促進
 - ・上下水道一体の整備を促進する補助メニューが令和6年度から新設
- ●持続可能な事業運営に関する支援等
 - ・国による新技術導入の牽引、自治体での導入支援
 - ・新たな官民連携手法「ウォーターPPP」の提示

上下水道事業に関する国の動向

ウォーターPPPとは

PPP: 官民が連携して公共サービスを提供すること。

ウォーターPPP:水道・下水道事業におけるPPPの新しい考え方

(2023年6月に国が提示)

通常民間委託



ウォーターPPP



- ・民間事業者の業務裁量
- ・民間事業者の創意工夫會
- ・ 効率的な維持管理

包括的に委託



上下水道事業に関する国の動向

豊橋市で導入検討の必要性

下水道事業

- ・令和9年度以降の国交付金の要件となることが示されている。
- ・年10億円弱の交付金を受けており、導入を検討する必要性が高い。
 - ⇒ 交付金の要件化クリアを目指して導入検討に着手する。 豊橋市下水道事業にとって効果的なPPP手法を検討する。

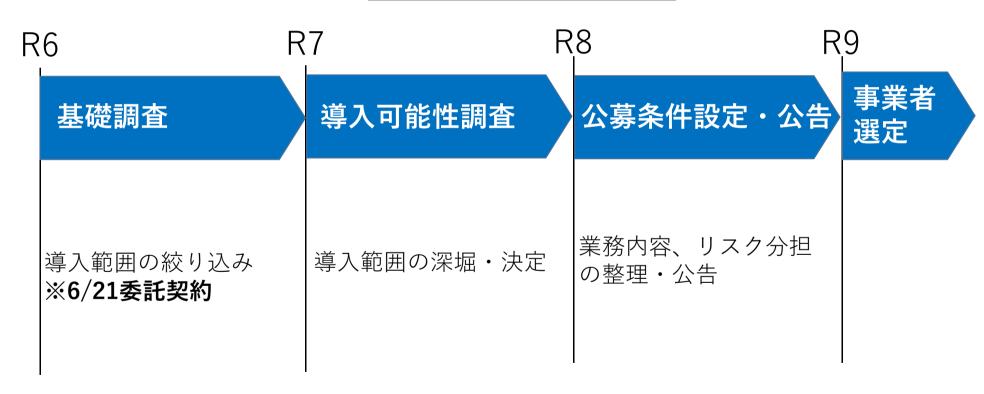
水道事業

- ・交付金は受けておらず、現時点で必要性は高くない。
 - → 積極的には検討を進めず、今後の国の動きにそなえ、下水道の 検討内容を注視する。

上下水道事業に関する国の動向

下水道事業での今後のスケジュール

令和9年度の交付金獲得の要件 令和8年度中の公告完了 を目指す。



議題(3) 能登半島地震の対応

地震被害の状況

概 要 発生日時:令和6年1月1日 16:10ごろ

最大震度:震度7 (志賀町・輪島市)

人的被害:死者281人を含む1,610人(令和6年7月1日時点)

住家被害:全壊8,429棟を含む127,334棟(令和6年7月1日時点)

水 道 断水戸数は、136,440戸(石川県以外も含む)

断水期間は、1月1日~5月31日(早期復旧困難地域を除く。)

下水道 機能停止した処理場は33か所(石川県以外も含む) すべての処理場の機能確保は1月15日ごろ

豊橋市上下水道局の支援

3月21日~5月10日(51日間、派遣人数14人)

応急復旧 1月22日~3月1日(40日間、派遣人数35人)

※豊橋上下水道工事業協同組合と連携

下水道 下水道調査派遣 1月 8日~ 1月13日 (6日間、派遣人数4人)

1月22日~ 1月29日(8日間、派遣人数2人)

2月11日~ 2月27日(17日間、派遣人数 1人)

3月22日~ 3月27日(6日間、派遣人数2人)

中長期派遣 4月 1日~翌3月31日(高岡市、派遣人数1人)

災害派遣の様子



広報とよはし (豊橋市) 🧼

@koho_toyohashi

◆石川県津幡町に給水隊を派遣◆

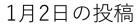
日本水道協会を通じて石川県津幡町から給水車の派遣依頼を受け、本日14時に豊橋市上下水道局から応急給水隊4名を派遣しました。 4t給水車1台と2tトラックに仮設給水槽、給水袋等を積み、現地へ向かいました。断水地域での給水活動に全力で取り組みます。

#能登半島地震





応急復旧 (水道)



液状化によるマンホール浮上

災害の特徴等

- 被災地が山が多い半島であり、三方を海に囲まれ、地理的に制約がある中でアクセスが困難。
- 過去の地震と比較し、断水の復旧速度は遅かった。
- 耐震化済みであった浄水場、下水処理場において決定的な影響を及ぼ す被害は発生していない。
- 耐震化実施済みであっても、地盤自体の崩落等が発生した箇所では、 管路の破損等の被害が発生した。

管路耐震化の状況	全国	豊橋市
水道管路(耐震適合率/令和4年度末)	42.3%	51.2%
下水道管路(耐震適合率/令和3年度末)	約55%	77.4%

災害支援を踏まえた教訓

水道

- ① 水道管及び水道施設耐震化の着実な推進
- ② 発災直後の水の確保
- ③ 受援体制の整備
- ④ 家庭における水の備蓄の啓発 など

下水道

- ① 総合地震対策事業の着実な推進 (下水道管きょ及び処理場等の耐震化)
- ②被災状況調査で使用する大型図面等の事前準備
- ③ 各家庭への災害時におけるトイレ利用の啓発 (簡易トイレの備蓄、被災直後は下水道の利用を控える、等)

議題(4) 水道料金・下水道使用料の現状

料金体系 (水道事業)

(税抜き)

メーターの 口径	月額基本料金
1 3 mm	5 3 0 円
2 0 mm	1, 450円
2 5 mm	2, 500円
3 0 mm	3, 900円
4 O mm	7,700円
5 0 mm	13,300円
7 5 mm	36,000円
1 0 0 mm	73,400円
1 5 0 mm	203,000円
2 0 0 mm	420,000円
2 5 0 mm	740,000円
3 0 0 mm	1, 180, 000円

用途区分	水量料金				
一般用	月10㎡ 以下	月10㎡超 20㎡以下	月20㎡超 50㎡以下	月50㎡超 100㎡以下	月100㎡超
	2 8円/㎡	5 6円/㎡	9 2円/㎡	160円/㎡	2 4 0 円/㎡
臨時用	2 6 0 円/㎡				

前回改定:昭和59年4月1日

(例) 口径13mm/1か月20㎡使用

基本料金 530円

水量料金 840円 (10㎡×28円+10㎡×56円)

合計 1,370円 (税抜) 合計 1,507円 (税込)

使用料体系 (下水道事業)

<公共下水道事業>

(税抜き)

区分	基本使用料	超過使用料				
一般用	1770円	月10㎡まで	月10㎡~20㎡	月20㎡~50㎡	月50㎡~ 100㎡	月100㎡超
azrı	, , 0, 1	10円/㎡	1 2 0 円/㎡	190円/㎡	270円/㎡	3 0 0円/㎡
臨時用		3 0 0 円/㎡				

<地域下水道事業>

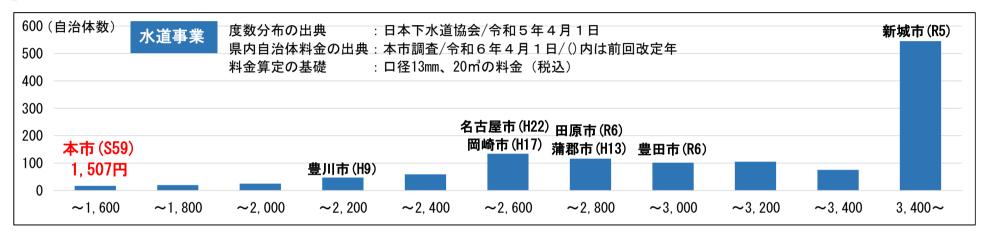
区分	基本使用料	超過使用料				
一般用	一般用 900円	月10㎡まで	月10㎡~20㎡	月20㎡~50㎡	月50㎡~ 100㎡	月100㎡超
		10円/㎡	140円/㎡	2 2 0 円/㎡	3 1 0 円/㎡	3 5 0 円/㎡
臨時用		3 5 0 円/㎡				

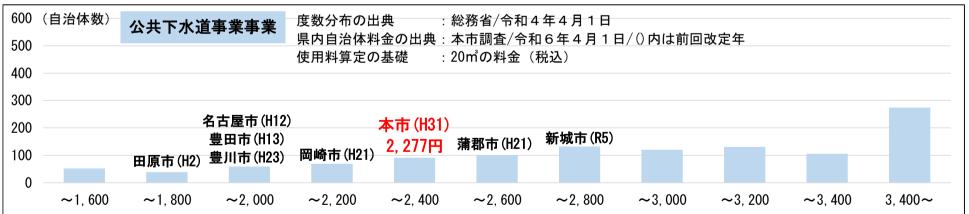
前回改定:平成31年4月1日

(例)1か月20㎡使用(公共下水道)

基本使用料 770円 合計 2,070円(税抜) 超過使用料 1,300円(10㎡×10円+10㎡×120円) 合計 2,277円(税込)

他自治体の状況(1か月分)





料金・使用料に影響のある主な事由

●人口減少、水需要の減少

有収水量の変動

	水道	下水
令和2年度	38,411,628 m³	30,588,229 m³
令和5年度	36,994,898 m³	29,641,330 m³

●物価の高騰

1㎡を供給or処理するための費用の変動

	水道	下水
令和2年度	124.16円	125.99円
令和5年度	134.64円	140.50円

● 県営水道料金の値上げ(水道のみ)

豊橋市全体の7割を占める県営水道の値上げ(令和6年度に2円/㎡、令和8年度に6円/㎡)

- 委員名簿
- ・事業の概要
- ・令和5年度の決算見込

経営検討委員会委員名簿

役職	氏	名
豊橋農業協同組合 代表理事組合長	伊藤	友之
豊橋創造大学 教授	◎稲田	充男
中京大学 准教授	○齊藤	由里恵
豊橋市民生委員児童委員協議会 副会長	鈴木	由紀子
(公社) 東三河地域研究センター 常務理事	髙橋	大輔
豊橋商工会議所 常務理事	加藤	智久
豊橋女性団体連絡会	藤城	ひろみ
諸石公認会計士事務所	諸石	光代

経営検討委員会要綱(1)

第1条 豊橋市の上下水道事業の安定的かつ持続的な事業運営を図るため、豊橋市上下 水道事業経営検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- **第2条** 委員会は、次に掲げる事項について、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 (以下「管理者」という。)に意見、提言する。
- (1) 上下水道事業の運営及び経営に関する事項
- (2) 上下水道事業の進捗状況に関する事項
- (3) その他管理者が必要と認める事項
- 第3条 委員会は、8名以内の委員で組織する。
- 2 委員は次に掲げるもののうちから管理者が委嘱する。
 - (1) 市民および学識経験を有するもの。
 - (2) その他管理者が適当と認めるもの。
- 3 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

経営検討委員会要綱(2)

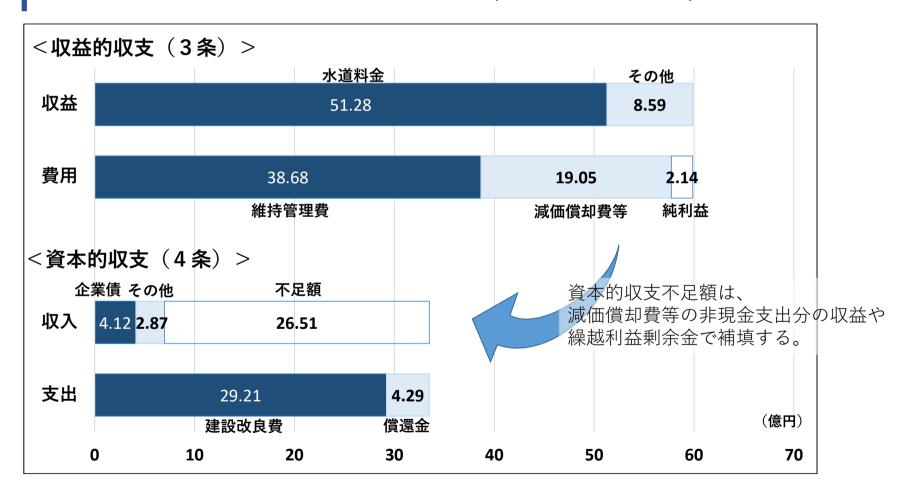
- 第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会議を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 第5条 委員会は、会長が招集する。
- **第6条** 会長は、必要と認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 第7条 委員会の庶務は、上下水道局総務課で処理する。
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

上下水道事業の概要

	水道事業	下水道事業
人口	366,711人(給水人口)	296,434人 (排水人口)
普及率	99.88%(=排水人口/総人口)	80.26% (=排水人口/総人口)
職員数	88人	97人
水量	39,802,999㎡(配水量)	42,975,391㎡(総処理水量)
組織	共通:総務課、営業課 水道:水道管路課、浄水課	下水道:下水道施設課、下水道整備課

※数値は令和5年度末

令和5年度決算見込(水道事業)



令和5年度決算見込(下水道事業)

